

令和 2 年 第 1 回

宿毛市議会臨時会會議録

令和 2 年 4 月 30 日開会
令和 2 年 4 月 30 日閉会

宿毛市議会事務局

令和2年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日 (令和2年4月30日 木曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第7号まで	3
(提案理由の説明)	
市 長	3
質疑	4
1 松浦英夫議員	4
都市建設課長	5
松浦英夫議員	5
土木課長	5
松浦英夫議員	6
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	6
松浦英夫議員	6
商工観光課長	7
松浦英夫議員	8
商工観光課長	8
松浦英夫議員	9
商工観光課長	9
松浦英夫議員	9
総務課長	9
松浦英夫議員	10
2 川田栄子議員	11
総務課長	11
川田栄子議員	11
委員会付託省略	

(議案第 1 号から議案第 5 号まで)	
討論・表決	1 2
(議案第 6 号及び議案第 7 号)	
討論・表決	1 2
○日程追加 議案第 8 号	1 2
(提案理由の説明)	
岡崎利久議員	1 2
質疑	1 3
委員会付託省略	
討論	1 3
今城 隆議員 (反対)	1 3
寺田公一議員 (賛成)	1 4
表決	1 4
閉 会 (午後 1 時 5 3 分)	

付 錄	
議決結果一覧表	付 - 1

令和2年
第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和2年4月30日 木曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第1号 専決処分した事件の承認について
議案第2号 専決処分した事件の承認について
議案第3号 専決処分した事件の承認について
議案第4号 専決処分した事件の承認について
議案第5号 専決処分した事件の承認について
議案第6号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について
議案第7号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
-

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号から議案第7号まで
 - 日程追加 議案第8号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
-

3 出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |
| 8番 山 上 庄 一 君 | 9番 山 戸 寛 君 |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 | |
-

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市長 中平富宏 君
副市長 岩本昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長 桑原 一 君
税務課長 山岡 敏樹 君
商工観光課長 上村 秀生 君
土木課長 川田 和徳 君
都市建設課長 小島 裕史 君
教育長 出口 君男 君
教育次長兼学校教育課長 和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教
センター所長 岡本 武 君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより、令和2年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の予防のため、今議会においては、マスクを着用すること、並びに議場の換気のため、窓をあけての会議といたしますので、御理解と御協力をお願ひいたします。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、議案第1号から議案第7号までの7議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

去る3月31日、本市で初となる新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、宿毛市に関する感染者は増加の一途をたどっておりまして、4月15日には宿毛市非常事態宣言を行いました。

小中学校の一斉臨時休校を初め、市主催のイベントの延期や中止、そして市民の皆様への不要不急の外出自粛要請などの対策を講じてまいりましたが、依然として予断を許さない、そういう状況は続いているところでございます。

そのような中、本日は急な招集要請にもかかわらず、令和2年第1回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第5号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明いたします。

議案第1号は、令和元年度宿毛市一般会計補正予算。

議案第2号は、令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、いずれも地方債の変更等により、緊急に予算補正をする必要が生じましたので、専決処分したものでございます。

議案第3号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じましたので、同日付で専決処分したものでございます。

議案第4号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第5号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月31日実施予定であった第6回宿毛マラソンを中止したことに伴い、参加料や協賛金を全額返金するに当たり、緊急に予算補正をする必要が生じましたので、専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

内容につきましては、歳出予算に新型コロナウイルス対策費という、新たな目を設定し、本市における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じようとするものでございます。

詳細な事業内容を御説明申し上げますと、一人当たり10枚のマスクを全市民に配布する予算といたしまして、総額1,279万3,000円、高知県が行う休業等要請協力金の市町村負担金として2,355万1,000円、宿毛市独自の休業等要請協力金事業といたしまして、総額7,050万円、県並びに市独自の休業等要請協力金に該当しない全事業者を対象に、一定の要件を満たす事業者に対して、一律10万円を給付する宿毛市コロナ対策緊急支援給付金といたしまして、1億円を計上しております。

また、その財源には、本市における新型コロナウイルス感染拡大防止のために頂戴いたしました770万円の御寄附を充当させていただいております。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

先ほど御説明いたしました事業者支援業務につきましては、商工観光課を中心とする対策チームを編成し、5月1日から選挙管理委員会横の別室で相談受付業務を開始する予定となっております。

議案第7号は、宿毛市特別職の職員の給与並

びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本市におけるこの非常事態を市民の皆様とともに乗り越え、そして市民の大変な思いを少しでも共有したいという思いから、私を初め副市長、及び教育長の給料月額の1割を令和2年5月1日より1年間、額にして約233万円を減額しようとするものでございます。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。私も、マスクをつけたままの発言とさせていただきますことをお許しをいただきたいと思います。

これより、本臨時会に提案されました議案についての質疑を行いたいと思います。

今臨時会は、新型コロナウイルスの対策が中心となっておることは、御案内のとおりでございます。今回、この対策を含め、何点かについて質疑を行います。

全世界中で蔓延している新型コロナウイルスの対策は、人々の健康と命を守るために、まさに喫緊の課題であります。

宿毛市においても、中平市長を先頭にした新型コロナウイルスの感染拡大を防止する取り組み、並びに日々御努力をしている職員の皆さん、そして高知県などからの要請を受け、快く休業

協力をいただいている市民の皆さんに、心から敬意を表します。本当に御苦労さまでござります。

それでは、質疑を行います。

まず、初めは、議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

5ページ、第2表繰越明許費補正の変更についてであります。

今回、変更された事業費について、全体の額を見てみると、補正前には19億1,128万円ありましたけれども、補正により12億7,102万4,000円と、6億4,025万6,000円の減額となっております。

そこで、この繰越明許費補正について、2点ほど質問をいたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、その中の庁舎建設事業についてであります。1,096万3,000円の増となっていますが、増額をしなければならない理由について、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の5ページ、第2表繰越明許費補正の変更、第2款総務費、第1項総務管理費、庁舎建設事業の繰越明許額1,096万3,000円の変更理由について、説明をいたします。

変更となるものは、庁舎建設審議会の委員に係る報酬費及び旅費と、高台造成に係る用地費及び補償費になります。

庁舎建設審議会は、新庁舎基本設計について、昨年度内の審議を予定しておりましたが、年度をまたいで審議となりましたので、各委員に対する報酬費及び旅費の繰越額65万4,00

0円を変更するものです。

高台造成の用地費については、昨年9月議会で予算計上させていただいて以降、各地権者へ説明させていただき、昨年度内に契約を終えておりますが、用地費における完成期日は契約後に行う法務局での分筆、所有権移転登記の完了をもって完成としておりますので、昨年度末で登記完了まで至らなかつたもの323万5,000円分について、繰り越しとさせていただくものです。

また、用地購入に伴い、移転補償します電柱移転707万4,000円についても、あわせて繰り越しさせていただくものです。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

次は、同じく繰越明許費補正の第10款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費の過年度土木施設災害復旧事業についてでありますけれども、19億9,238万1,000円から5億6,263万5,000円と、5億2,974万6,000円の大幅な減となっておりますけれども、減額をした理由についてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、6ページの第2表繰越明許費補正、第10款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、事業名、過年度土木施設災害復旧費、繰越明許額10億9,238万1,000円から5億6,263万5,000円の変更について、御説明いたします。

この予算は、平成30年7月豪雨や、台風災害により発生した河川や市道の公共土木施設の災害復旧事業費です。

令和2年3月議会の繰越明許費補正では、この時点の予算残額である10億9,238万1,000円を全額繰越を計上しておりました。しかし、昨年度多く発生した入札不調、不落が今後も発生する可能性や、新型コロナウイルス感染症に起因する遅延などが懸念されたため、今後の進捗の見通しが困難であることから、3月末現在で執行見通しが立っている5億6,263万5,000円に繰越額を変更するものです。

なお、現在施工中の工事20件及び未発注工事26件につきましては、残事業費を精査させていただいた上で、必要に応じて補正予算の要望を行いたいと考えております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今の答弁の中にもありましたように、このコロナの問題が各方面に影響しておるということで、非常に危惧を、心配をするところでございます。

次は、議案第5号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）についてお伺いをいたします。

8ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会教育振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛マラソン実行委員会補助金88万5,000円についてでありますけれども、先ほど市長の提案理由の説明の中にもありましたように、新型コロナウイルスの影響を受けて、第6回宿毛マラソン大会が中止となったことは非常に残念でなりません。

そこでお伺いいたしますけれども、今年度の当初予算において、同実行委員会に対し、宿毛市は100万円の補助金の決定をいたしております。今回、新たに88万5,000円を補助しなければならないのか、その理由についてお伺いしますとともに、既決をいたしております100万円と相殺すべきでないかと考えますけれども、あわせて所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、8ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛マラソン実行委員会補助金88万5,000円についてでございます。

まず、冒頭、市長からもございましたが、第6回宿毛マラソンにつきまして、本年5月31日の開催に向けて、諸準備を進めてきたところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、実行委員会で諮り、中止することとなりました。

参加料や協賛金について、全額返金させていただくとともに、パンフレットやポスターの印刷製本費、参加者登録委託料など、宿毛マラソン実行委員会におけるこれまでの必要経費を補助金で補わさせていただきたいため、88万5,000円を予算追加するものでございます。

なお、本大会につきましては、宿毛市内99名、市外1,153名の合計1,252名の方々に参加申し込みをいただき、松浦議員もおっしゃっていただいたように、選手の皆さんはもとより、御支援をいただく御関係者に大変申しわけない思いでございますが、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、一部の選手から、参加料の返金の辞退とともに、宿毛市を応援していると、温かいお言葉をいただいておりますので、この場をおかりして御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、議案第6号別

冊の令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

8ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金の中で、高知県休業等要請協力金市町村負担金として2,355万1,000円、並びに宿毛市独自の取り組みとしての宿毛市休業等要請協力金7,050万円、そして宿毛市コロナ対策緊急支援給付金1億円が、それぞれ対策費として計上をされております。

これについては、先ほど、市長のほうから、一定、るる説明がございました。市民の皆さんも、非常に関心が深いと思いますので、なお詳しい件数とか、そこらあたりを含めてお示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、それぞれについて、順番に説明させていただきます。

まず、高知県休業等要請協力金市町村負担金2,355万1,000円についてでございます。

高知県休業等要請協力金は、高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言措置等に基づき、4月24日から5月6日までの間、対象事業者に対し、休業や営業時間短縮の要請をし、協力いただいた事業者に対しまして、県と市が連携し、1事業者当たり30万円の協力金を支給しようとするものでございます。

協力金30万円のうち、20万円が高知県負担、10万円が宿毛市の負担となっておりまして、宿毛市の対象事業者数は最大で235事業

所を想定をしており、市の負担金分として予算計上しているものでございます。

対象事業者についてでございますが、休業要請の対象は、スナックやパブなどの接待を伴う飲食店や、カラオケボックスなどでございます。

営業時間の短縮の要請は、料理店や居酒屋などの飲食店、宴会場を持つ宿泊施設などに限られております。

時間短縮でございますが、午後8時から翌午前5時までの休業と、午後7時以降の酒類の提供の休止を依頼するものというふうになっております。

続きまして、宿毛市休業等要請協力金7,050万円についてでございます。

先ほど説明したように、高知県は4月24日から5月6日までの間、休業や営業時間短縮の要請をし、その間、協力いただいた対象事業者に協力金を支給いたしますが、宿毛市の感染状況を考えると、5月7日以降の2週間においても、引き続き、対象事業者に対し、休業等の要請をする必要があると判断いたしました。

つきましては、高知県の休業等要請に引き続き、本市の休業要請期間5月7日から5月20日まで、引き続き協力いただいた対象事業者に對しまして、県と同額の30万円の協力金を、追加で市独自で支給しようとするものでございます。

休業や営業時間短縮の要請する対象事業者、支給する要件などは、県のスキームと同じように考えています。

基本的に、県の協力金制度の対象となった事業者が対象となります。

宿毛市の対象事業者数は、先ほど御説明しました県の協力金と同様に、最大で235事業所を想定をしております。

続きまして、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金1億円についてでございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少している市内の事業者に対しまして、幅広く事業継続を下支えするため、宿毛市独自の給付金の支給しようとするものでございます。

内容につきましては、本年3月から5月までのいづれかの1カ月の売り上げが、前年同月比で30%以上減少している中小企業や個人事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給しようとするものでございます。

ただし、先ほど御説明いたしました休業等要請協力金の支給の対象となる事業所は、対象外というふうにいたします。

予算の積算につきましては、これも休業等要請協力金と同じように、経済センサスの統計による全事業者が約2,000事業者ございます。そのうち、60%を対象と見込んで、そのうち休業等要請協力金の対象見込み235を差し引いた1,000事業者分を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほど、市長が提案しました宿毛市独自の1億円の関係ですけれども、一定の要件を満たす事業者に対してという部分が、30%以上減という部分と理解してよろしいということですね。

続きまして、実施方法についてお伺いしますけれども、どのような手続をすれば、この休業等要請協力金は受け取ることができるのかについて、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

各申請等の手続を最初に御説明させていただきます。

各申請の受付開始時期についてでございますけれども、高知県の休業等要請協力金、これが

5月1日から申請書等の配布と受付を予定しているということでございますので、宿毛市の休業等要請協力金につきましても、同様に5月1日から受け付けを開始したいと考えています。

また、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金10万円につきましても、同様に5月1日から受け付けを開始したいと考えております。

手続の方法でございますが、高知県の休業等要請協力金の申請は、県のホームページや県庁、各県税事務所、各市町村役場などで申請書を入手していただき、郵送またはオンラインでの提出を予定しているということです。

宿毛市の休業等要請協力金及び宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、市のホームページや市役所等施設の窓口で申請書を入手していただき、郵送または窓口への提出という形を考えております。

なお、高知県の休業等要請協力金の申請書の提出につきましては、基本的に、県は郵送かオンライン窓口ということで、直接の持参はしないでくれということでございます。

宿毛市の休業協力金につきましては、申請の内容及び添付書類等がほぼこれと同様の形になると思われますので、基本的には、宿毛市の窓口で受け付けをして、本人が希望する場合は、まとめて預かって送るなどの柔軟な対応、市民にとって有益な対応を考えていきたいと思っております。

宿毛市コロナ対策緊急支援給付金、売り上げが30%以上減少した給付金についてでございますが、手続といたしましては、売上減少となった月の売上台帳の写しや、昨年の確定申告書の写しなど、その売り上げが減少になったことを確認できる書類を出していただき、申請いただくことになります。

支給時期につきましては、できるだけ早く審査、事務処理をして、支給していきたいという

ふうに考えております。

宿毛市休業等要請協力金につきましては、基本的に県の協力金制度の対象となった事業者を対象とすることとしていますので、県と連携を図りながら、できるだけ早い時期に給付をしたいというふうに考えております。

現在のところ、県の協力金の支給は5月中旬から下旬以降になるという情報が入ってきておりますので、また密に県と連携をとりながら、できるだけ早く支給をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） いずれにしても、スピード感を持った取り組みが求められておると思いますので、その取り組みについて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います、

あと何点かお伺いしたいわけですけれども、万全の体制で取り組まれておるとは存じますけれども、私としては、必ず協力金の対象から漏れる事業所も出てくるのではないかなどということが予想されます。この協力金の対象から漏れた事業所の方々に対して、どのような支援を考えているのか、あればお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

質問につきましては、経済センサスの統計上、235件ということで、この統計上から漏れたところはどのようなふうになるのかという御質問だったと思います。

これにつきましては、あくまでも予算的な数値の計上に使ったということですので、条件に当てはまれば、全て該当して、支給をするということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） わかりました。

そういう面で、これについても、田舎のことではありますので、私のところはまだやった、もらったとかいうような部分で、市政不信につながってもいけませんので、万全な審査をお願いをいたします。

次は、財源について、お伺いします。

総務管理寄附金から770万円、そして財政調整基金からの繰り入れが1億9,714万8,000円、合わせて約2億円が計上されておるところでございます。

そこでお示しをいただきたいのは、総務管理寄附金、先ほど市長の提案理由の説明の中で、感染防止のために頂戴いたしました770万円の寄附を充当させていただきたいというふうにあるわけですけれども、その内容については、市民からの寄附であろうというふうに思いますけれども、残額といいますか、市民からいただいた770万円全額を、この歳入予算の中に入れておるのかどうかについてと、財政調整基金から1億9,714万8,000円を繰り入れするということではありますけれども、宿毛市の今後を考えると、学校の統合、建設の問題や、南海トラフの大地震対策というふうに、大型の事業が予想されております。

財政調整基金はこの1億9,714万8,000円を繰り入れることによって、どれくらい残ってくるのか、現時点で。わかつておればお示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、7ページの歳入。

第17款寄附費、第1項寄附金、1目総務寄附金の770万円と、繰越金等の1億9,714万8,000円の関連ですが、寄附金につき

ましては、現時点での寄附の意向を示させていただいております方々の全額が、現在770万円になっておりますので、全額充当をさせていただきたいと思います。

なお、寄附につきましても、今後、協力もしていきたいということでお声をかけていただきたいところがございますので、もう少しふえて、増額となってくる可能性はあるのかなと思っております。

それから、基金につきましては、今回、繰り入れをさせていただく関係で、残りが予算ベースで12億2,396万1,000円となる見込みとなっております。

ただ、今回の歳出につきましては、皆さん御承知のように、国が1兆円規模の臨時交付金を事業等に充てて構わないということになっております。

詳細はまだきておりませんが、概要につきましては、感染拡大の防止対策であったり、感染拡大の影響を受けた地域経済や生活支援について、充当することは可能でということになっております。

額につきましても、これまで同様、人口とか財政力とかによって確定されてくると。ただし、今回は、新型コロナウイルス関係ということで、新型コロナウイルス感染状況も加味されるということになってきております。

現時点では、額は確定しておりませんけれども、国ほうの額が確定次第、財政調整基金からの繰入金を減額していきたいというふうに考えております。

以上です、

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 前日の新聞報道等で、きょう4月30日ですか、最終的に確定、法案が通るという部分ではございますけれども、それを待たないと、なかなか前には進まないとい

うふうに思いますけれども、これについても、先ほども申し上げましたように、スピード感をもって取り組んでいただきたい。確定次第取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、1点、コロナ対策ということで気になるわけですけれども、今回、3つの事業、給付金が提案されておりますけれども、これ、全て事業者に対する支援の対策であるわけあります。

しかし、事業を営むために、そこで働く皆さん、働いている皆さんもいまして、収入が大幅に減るということで、大変、危惧をされておる方も、市民の中にはおろうかと思いますけれども、こうした収入もなくなった企業が、閉鎖という言葉までは使いたくないわけですけれども、こういう県からの要請、宿毛市からの要請を受けて、休業したことのために職を失ったとか、そういった皆さんもおろうかと思いますけれども、こうした従業員といいますか、働いている皆さんに対しては、どのように考えているのかなということが心配になるわけです。

質疑等については以上で終わらせてもらいますけれども、先ほど市長が5月7日から5月20日までの休業等要請協力金が7,050万円ということだったが、それこそ、連日のごとくマスコミ等で報道されておりますけれども、非常に終息の時期、めどが立たないというふうに思います。

そういうことで、5月20日以降についても、どうなるやら、私自身も専門家ではございませんし、わからないわけですけれども、ここらあたりも見据えた、新たな取り組みも必要になってくるかと思いますので、真剣に協議をして進めていただきたいということを申し上げまして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、質疑をさせていただきます。

議案第7号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この市長のお気持ちは、提案理由の説明を聞いて、よくわかりました。それで、これが1年間、合計額として本年の予算に対して何%になるかということを教えていただきたい。

それから、加えまして、これは市長がどのように目的をもって使いたいと。それはいついつまでに使いたいとか、そういう目的として想定されたものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、10%の減額の予算が、一般会計全体額の何%を占めるのかということでございますが、今回、予算計上をさせていただいております減額の金額は、5月から3月まで1カ月分となりますので、213万7,300円となります。

令和2年度の一般会計当初予算額が158億7,234万8,000円でございますので、それを純粋に計算しましたら、0.03%に相当するのではないかと思います。

それから、目的等につきましては、市長のほうが予算の説明のときに申させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 思いを共有したいという、そういう精神的な面だけでは乗り越えられ

ないこの経済疲弊を考えますと、やはり皆さんのが元気をもって、この経済から救い出すために、想定されなかつた事件を、皆さんとともに、宿毛市から絶対に死者を出さないという目標をもって、私は取り組んでまいりました。そして、皆さんの健康をいちばんに望みながら、この日まで来ました。

どうぞ、この宿毛市の経済が疲弊している現状を、しっかり国に伝えていくこと。そして、補正予算を組んで、この経済を救うこと、それが市長の役目ではないかと考えます。

そういう思いを持って取り組んでいただけたらと思って、私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの7議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号から議案第5号までの5議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（野々下昌文君） 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第5号までの5議案は、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第5号までの5議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第6号及び議案第7号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（野々下昌文君） 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第6号及び議案第7号」の2議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第6号及び議案第7号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（野々下昌文君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

----- · ----- · -----

午後 1時40分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま岡崎利久君ほか4名の議員から、議

案第8号、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第8号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、議案第8号、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、先ほど市長、副市長、教育長の給料を削減する条例が可決されました。が、本市議会としても、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、議長以下の議員報酬を、それぞれ議員報酬の5%相当額である1万6,000円削減しようとするものです。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月15日に宿毛市が独自に非常事態制限を出しました。4月16日に国の緊急事態宣言が全国都道府県に拡大をされました。

我が国では、特に経済、教育が大打撃を受け、国民の生活の危機、教育の危機に直面をしております。

もちろん、本市も例外ではなく、市民の生活に大きな影響がでています。

また、外出自粛などの影響を受けて、市内の事業者が大変苦しい状況に追い込まれている現実があります。

このような未曾有の危機に当たって、我々議

員としても、みずから報酬を削減し、身を削って市民と痛みを共有するとともに、少しでも感染症対策における本市の財政に寄与すべく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第8号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

議案第8号、コロナ支援対策として議員報酬を月5%、12カ月分削減する条例案に対して、反対の立場から討論をいたします。

今般のコロナ危機対策に対し、首相、閣僚らの給与返納、国会議員の歳費削減が全会一致で可決。それから、内閣官房長官の10万円給付の申請をしない発言。広島県知事の県職員の1

0万円活用発言の賛否論議もありました。

近隣市町村でも、黒潮町を皮切りに、首長ら三役の給与削減、議員報酬の減額の動きが広がっており、宿毛市でも、同様の議員報酬減額をする条例案が、今、出されたところです。

国民、市民が苦境にあえいでいる中、公務員や議員報酬は安定しており、一定の身を切ることが必要という論議が出てくるのですが、あえて私は反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

その1つ目は、条例の議員報酬減額分、これわずか250万円ほどにしかなりません。これが市議会として、コロナウイルスから市民生活を守るためにどのように活用すべきかを、論議を十分に経ずに、活用は市に一任するという、この点が問題であったと思います。

2つ目は、宿毛市議会基本条例16条、報酬は適正な額、市政の現状、議員の果たすべき役割を考慮し、任期中に1回以上の検証を行うとあります。

個人の寄附行為とは違い、給与体系に変更を加えるものですから、必要とする判断理由、経緯との整合性、見込まれるべき効果、必要とされる経費や財源、このような関連において、しっかりと審議すべきであったのではないかと考えております。

また、こういうものであれば、時間をおいて市の財政的状況を判断した上での決断でもよかつたのではないか、そう考えるわけです。

3つ目として、議員は身を切る対応が必要とする意味を明確にしない謎のルールがトップからおろされ、従うことによる忠誠、異論を挟みにくく空気を生んでしまっているということに問題があろうかと思っています。

4つ目、議員の責任は、きちんと市民の切実な声に耳を傾け、先手を打って感染防止対策、休業補償、市民生活を守り抜く施策を実現する

ことであると考えております。

他市町村は、私たちよりもはるかに先行して調査委員会を立ち上げ、さまざまな施策を打ち出していくが、宿毛市議会は残念ながらまだ動いていなかった、これは否めないところであったと思います。

ぜひ、今後それらを改善していただき、先行して議会が施策をつくっていく、このような議会であってほしいと思っています。

もう一度、要約してみます。

宿毛市議会は、市民の切実な声に応え、先手を打って対応せよ。それから、議員報酬の削減は、コロナ対策に対する議員活動の免罪符になるわけではないと考えます。

議員報酬については、時間において市の財政状況等を踏まえ、しっかりと判断せよ。

以上、私の意見を述べて、反対討論としたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、寺田でございます。ただいま議題となっております議員報酬の減額議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

宿毛市議会は、これまで大規模災害等、市民生活に大きな影響が想定される場合に、執行部に同調する形で議会みずからの発議によって議員報酬の減額を行ってまいりました。

これまで、私の知り得る限り、減額については全員の賛同によって議決をされてきました。これは、市民とともに苦境に立ち向かっていくという議会の意思表示でもあったというふうに思います。

本来であれば、このような討論という形をとることなく、全会一致で可決すべき議案であると思いますが、反対者がいるということは、非常に残念であります。

今回の減額については、先ほどからも出され

ております新型コロナウイルス感染症という目に見えない脅威といかに戦うか。先の見えない未曾有の困難に市民とともに乗り越えていくという、議会の覚悟の一つのあらわれではないかというふうに思います。

市民の生活は、非常事態宣言を発出して2週間余り、一刻の猶予も許されない状況にあることは皆さんも御存じのとおりであります。宿毛市議会として、遅滞なく事に対応していくことが求められます。

また、このような事態だからこそ、市民からいただいている政務活動費についても、多くの会派が、今年度については請求しないこととしておりますが、全会派とならなかったことについては、非常に残念でなりません。

事は急を要します。スピード感をもって行う必要があります。

議員各位の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第1回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下昌文

議員 今城 隆

議員 堀 景

令和2年第1回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	4月30日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	4月30日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	4月30日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	4月30日	承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について	4月30日	承 認
第 6 号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	4月30日	原案可決
第 7 号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	4月30日	原案可決
第 8 号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	4月30日	原案可決